

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業主 主体概要

法人名 医療法人 やすらぎ会
代表者 理事長 鈴木孝
所在地 〒794-0026
今治市別宮町2-1-5
TEL 0898-23-0500
FAX 0898-32-2591

設立 平成11年 12月

法人の理念 利用者様が、ご自分の能力に応じて、健やかで生き生きと自分らしい日常生活を送っていただけるよう、お一人お一人の人となりや、お気持ちに添って日々明るく、優しく、親切に、笑顔でお付き合いをしていただくという姿勢でお世話をさせていただきます。

2. 事業所概要

- (1) 種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成 26 年 4 月 1 日 指定
- (2) 目的 住み慣れた地域で生活するために、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 名称 小規模多機能うらら
- (4) 所在地 〒794-0027
今治市南大門町2丁目2番地2
TEL 0898-35-2001
FAX 0898-35-2217
- (5) 管理者 上田 真理子
- (6) 当事業所の理念 一人ひとりの今までの歩みを大切にし、
一人ひとりの「いま」「この時」に寄り添います
- (7) 事業者番号 3890200359
- (8) 登録定員 25人
(通いサービス定員15人、宿泊定員9人)

(9) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備を用意しています。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室 個室	9 室
居間	1 ヲ所
食堂	1 ヲ所
台所	1 ヲ所
浴室	1 ヲ所
トイレ	2 ヲ所
消防設備	非常灯、誘導灯、消火器、自動火災報知器、スプリンクラー
その他	事務室、相談室

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実施地域 今治市（島しょ部を除く）

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 事業所の営業日及び営業時間

① 営業日 : 365 日

② 営業時間 : 通いサービスについては午前 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで
宿泊サービスについては午後 8 時 00 分から午前 7 時 00 分まで
訪問サービスについては随時

※受付・相談については、午前 9 時から午後 6 時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

① 管 理 者 : 1 名 常勤で兼務

管理者は、従業員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 介護支援専門員 : 1 名 常勤で兼務

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの利用に係る計画を作成する。

③ 介護従業者（日中） : 通いサービス利用者 3 人に対して 1 名以上
訪問サービス利用者対応として 1 名以上

④ 介護従業者（夜間） : 宿泊サービス利用者に対して 1 名（夜勤）
訪問サービス利用者対応として 1 名（宿直）

介護従業者は、利用者の日常生活の支援を行う。なお、介護従業者のうち 1 名以上は常勤とし、1 名以上は看護師または准看護師（非常勤でも可）とする。

5. 勤務体制

- | | | |
|-----------|----|-----------------------|
| (1) 昼間の体制 | 早出 | 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 |
| | 日勤 | 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 |
| | 日勤 | 9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0 |
| | 遅出 | 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 |
| (2) 夜間の体制 | | 1 7 : 0 0 ~ 9 : 0 0 |

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つがあります。

(1) 利用料金が介護給付される場合 (介護保険の給付対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者様にご負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割又は2割又は3割の金額になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭・洗髪・洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者若しくはその家族からの金銭または高価な物品の授受

③飲食および喫煙

④ご契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者若しくはその家族に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用者料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）となります。

下記の料金表によって、サービスの利用料金は、の利用者負担割合に応じた額をお支払い下さい。

保険給付サービス

ご契約者の要介護度とサービス利用にかかる自己負担額・1割負担	要介護度 1	要介護 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
2割負担	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
3割負担	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円
	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・最終利用日ではなく利用者と当事業所との利用契約を解除した日

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます。

（下記（2）ア・イ参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ その他加算（利用者の介護負担割合に応じた額になります。）

初期加算	30円／日 小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について加算されます。また、30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350円／月 常勤職員の占める割合が60％以上である場合に算定されます。
認知症加算（Ⅲ）	760円／月 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲに以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。
認知症加算（Ⅳ）	460円／月 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。
看護職員配置加算（Ⅱ）	700円／月 常勤・専従の准看護師を1名以上配置している場合に算定されます。
介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の10.6％を加算
若年性認知症利用者受入加算	800円／月 初老期における認知症によって要介護となった者ごとに個別の担当者を定めていること。
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円／月 (1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成者責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。 (2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金 朝食：310円 昼食：520円 夕食：520円 おやつ代：100円

イ 宿泊に要する費用

宿泊費 2,350円／日

ウ おむつ代・個人消耗品費 実費

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等は実費をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金／費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月10日までに請求書を送付します。ご請求金額を翌月20日までにお支払い下さい。

支払い方法は ①月締めでの銀行口座引き落とし

②月締めでの銀行口座振り込み

③月締めでの現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適宜適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの中止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業者にお申し出ください。

☆ 前期(1)の介護保険の対象となるサービスについては1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービス利用回数を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者との協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

7. 苦情の受付について

苦情担当窓口を次のとおり設置する。

① 窓口設置場所 今治市南大門町2丁目2番地2

小規模多機能うらら 1階 事務室

電話番号 0898-35-2001

② 窓口開設時間 午前9時から午後6時まで

③ 対応者 上田 真理子

④ その他、小さな苦情や匿名の苦情も受け付け可能なように投書箱を設置する。

⑤ 下記にも苦情を伝えることが出来る。

今治市介護保険課 電話0898-36-1526

受付可能日時 平日 8:30~17:15

愛媛県国民健康保険団体連合会業務管理課(介護保険係)

電話089-968-8700

8. 運営推進会議の設置

利用者及び市町村職員並びに地区住民の代表等に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために、運営推進会議を設置し、2ヶ月に1回程度開催いたしますので、ご理解とご参加をお願いいたします。

9. 協力医療機関

当時業者では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関と連携体制を整備しています。

協力医療機関名 医療法人やすらぎ会 鈴木病院
今治市別宮町2-1-5
TEL 0898-23-0500
協力歯科医院 おおた歯科
今治市別宮町2丁目4番地3
TEL 0898-31-6740

- ・緊急及び救急時の受け入れ
- ・定期健康診断及び不定期の健康診断・受診等

10. 非常災害時の対応

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な処置を講じます。また、防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路を確認し、災害時には避難時の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回避難訓練を行います。

防火管理者：上田 真理子

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、家族等に連絡を行うと共に、適切及び必要な措置を講ずるものとし、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

12. サービス利用に当たっての留意事項

- ・サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービスを中止する場合があります。
- ・他の利用者に迷惑になる行為（喫煙など）はご遠慮ください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、および退所時の原状復帰等の費用は利用者又は利用者代理人に弁償していただきます。
- ・事業所内では利用者の火気使用は禁止です。

- ・宿泊中の日常生活上、必要となる物品等に関しましては、実費請求させていただきます。

13. サービス提供の記録と開示

- ・事業者はサービス提供時に個別記録表を作成します。
- ・利用者及び代理人は、「情報開示申請書」を理事長に申請し、確認受理された場合に事業所内にて当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧すること及びサービス提供記録の複写物の交付を受ける事が出来ます。

14. 第三者評価の実施

運営推進会議にて推進委員の方々より意見を頂いて、第三者評価を実施しています。

実施した直近の年月日 令和 6 年 3 月 30 日

実施した評価機関の名称 運営推進会議

評価結果の開示状況 事業所内に掲示

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 小規模多機能うらら

説明者 氏名 上田 真理子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明をうけ、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

家族等（身元引受人）

住所

氏名

（続柄 ）

連絡先電話